

特別養護老人ホーム 泉北園百寿荘 料金表

令和3年4月1日現在

利用料金(自己負担金)について

1. 基本料金(多床室・個室共通)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	784円	856円	931円	1,003円	1,073円
2割	1,568円	1,712円	1,861円	2,005円	2,146円
3割	2,352円	2,567円	2,792円	3,007円	3,219円

※ 介護保険負担割合証をご提示ください。

【サービス利用料金(1日あたり)】

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担分 ※1~3割負担)と食費・居住費をお支払い下さい。

《サービス利用料金表》 個室・多床室(4人部屋) 共通

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①ご契約者の要介護度とサービス料金※	7,838円	8,556円	9,305円	1,0022円	10,729円
②介護保険から給付される額	7,054円	7,700円	8,374円	9,656円	9,659円
	(6,270円)	(6,844円)	(7,444円)	(8,583円)	(8,583円)
③サービス利用自己負担額(①-②)※1	(5,486円)	(5,989円)	(6,513円)	(7,510円)	(7,510円)
	784円	856円	931円	1,003円	1,073円
	(1,568円)	(1,712円)	(1,861円)	(2,005円)	(2,146円)
	(2,352円)	(2,567円)	(2,792円)	(3,007円)	(3,219円)
④ 食費	※所得段階による 各設定による				
⑤ 居住費	※所得段階による 各設定による				
⑥ 自己負担計	(③サービス利用による自己負担額+④食費+⑤居住費)の合計				

※1 ()内の料金は一定所得以上の方で自己負担が2割・3割の場合

※ 上記利用料金には、以下の1~8の加算が含まれます。上記利用料金に別途(日用品代・診療代・お薬代等)が必要となります。9の介護職員処遇改善加算 I、10の特定処遇改善加算 Iについては上記金額に別途加算されます。

1. 日常生活継続支援加算(I)	36単位(38円)
2. 看護体制加算(I)イ	6単位(7円)
3. 看護体制加算(II)イ	13 単位(14円)
4. 夜勤職員配置加算(I)イ	22単位(23円)
5. 個別機能訓練加算(I)	12 単位(13円)
6. 個別機能訓練加算(II)	20 単位(21円)／1ヶ月あたり
7. 栄養ケアマネジメント強化加算	11 単位(12円)
8. 科学的介護推進体制加算	50 単位(53円)／1ヶ月あたり)
9. 介護職員処遇改善加算(I)	(1ヶ月あたりの介護保険総単位数×1000分の83) 1日あたり約57~80単位(約61~85円)
10. 特定処遇改善加算(I)	(1ヶ月あたりの介護保険総単位数×1000分の27) 1日あたり約18~26単位(約19~28円)

要件を満たす場合、上記金額に加え、1日あたり以下の1～12の料金が別途加算されます

1. 初期加算	30 単位(32円)
2. 療養食加算	6単位(7円)※1日に3回を限度
3. 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位(4円)／1ヶ月あたり
4. 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位(14円)／1ヶ月あたり
5. 自立支援促進加算	300単位(317円)／1ヶ月あたり
6. ADL維持加算(Ⅰ)	30単位(32円)／1ヶ月あたり
7. ADL維持加算(Ⅱ)	60単位(64円)／1ヶ月あたり
8. 排泄支援加算(Ⅰ)	10単位(11円)／1ヶ月あたり
9. 排泄支援加算(Ⅱ)	15単位(16円)／1ヶ月あたり
10. 排泄支援加算(Ⅲ)	20単位(22円)／1ヶ月あたり
11. 安全管理体制加算	20単位(22円)
12. 看取り介護加算(Ⅰ)	—
(死亡日31日前～45日前)	72単位(75円)
(死亡日以前4日前～30日前)	144単位(151円)
(死亡日前日、前々日)	680単位(711円)
(死亡日)	1280単位(1,338円)円)

2. 食費・居住費(1日あたり)

	第1段階		第2段階	
	居住費	食費	居住費	食費
従来型個室	320円	300円	420円	390円
多床室	0円	300円	370円	390円
	第3段階		第4段階	
	居住費	食費	居住費	食費
従来型個室	820円	650円	1,250円	1,500円
多床室	370円	650円	940円	1,500円

ご契約者様が住民税非課税世帯の場合は、「高額介護サービス費」の制度を受けることができます(市町村によって取り扱いがない場合があります)。「高額介護サービス費」の制度は1ヶ月の利用料金(自己負担金)の上限が設定されるサービスです。上限額は以下の通りです。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	現役並み所得
負担上限額	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円

ご本人が住民税非課税世帯の場合は、利用者負担段階が3段階以下になります。

(例) 第3段階の方の1ヶ月の利用者負担(30日利用)
 [基本料 24,600円] + [居住費 11,100円] + [食事代 19,500円] 55,200円/月

利用者負担段階とは

利用者負担第1段階	市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者
利用者負担第2段階	市民税世帯非課税で課税年金収入額80万円以下の者
利用者負担第3段階	市民税世帯非課税で課税年金収入額80万円超266万円以下の者
利用者負担第4段階	市民税世帯課税、年金266万円超の者